

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 16 日

各 都道府県、指定都市難病対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について

難病対策の推進につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

て、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療については、平成 27 年 1 月 1 日から施行されているところですが、健康保険法施行規則等の一部が改正されたこと等に伴い、自己負担上限額管理票等の記載方法等を改正し、令和 8 年 3 月 1 日より適用いたしますので、貴管轄下の指定医療機関に周知方についてお願いいたします。